

福岡県公報

令和5年9月19日
第 432 号

目次

告示 (第592号 - 第597号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- あわびの採捕禁止期間の設定 (令和5年7月筑前海区漁業調整委員会指示第204号) 中正誤 …………… 3

告示

福岡県告示第592号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第230号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下戸河内2	朝倉市江川（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第593号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第231号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下戸河内2	朝倉市江川（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第594号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（令和3年3月福岡県告示第308号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	-------	---------------------

木和田谷川4	朝倉市佐田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
井川谷川	朝倉市黒川（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
宮園谷川1-2	朝倉市黒川（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
宮園谷川1-1	朝倉市黒川（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
宮園下谷川	朝倉市黒川（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
黒川宮園	朝倉市黒川（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面2から7までは省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第595号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（令和3年3月福岡県告示第309号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木和田谷川4	朝倉市佐田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
井川谷川	朝倉市黒川（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
宮園谷川1-2	朝倉市黒川（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
宮園谷川1-1	朝倉市黒川（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
宮園下谷川	朝倉市黒川（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり

黒川宮園	朝倉市黒川（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
------	-----------------------	---------	-----------------

備考 別紙図面2から7までは省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第596号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年9月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下戸河内川-2	朝倉市江川（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
木和田谷川-4	朝倉市佐田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
井川谷川	朝倉市黒川（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
宮園谷川-9	朝倉市黒川（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
宮園下谷川	朝倉市黒川（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
元ノ目川-1-1	朝倉市黒川（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
黒川宮園	朝倉市黒川（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から7までは省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第597号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

令和 5 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木和田谷川 - 4	朝倉市佐田（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 2 に記載する表のとおり
元ノ目川 - 1 - 1	朝倉市黒川（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 6 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 2 及び 6 は省略し、その図面は朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 5 年 9 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市蔵持字北屋敷 770 番 3 及び区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区原五丁目 14 番 22 号
株式会社秀建
代表取締役 栗原 秀利

正 誤

あわびの採捕禁止期間の設定（令和 5 年 7 月筑前海区漁業調整委員会指示第 204 号）中
正誤

発 行 年月日	公 報 番 号	種 類	同 上 番 号	ペー ジ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
5. 7. 21	416	筑前海区漁業調整委員会指示	204	12	○		下から 3		委員会指示第 207 号 ^{〇〇}	委員会指示第 204 号 ^{●●}